

令和 8 年度第2回下水道審議会

嬉野市営浄化槽事業のあり方について

2026.6.3

下水道課

前回の審議会にて

婦 下 第 2 4 号
令和8年4月14日

姫野市下水道審議会
会長 角田 幸太郎 様

姫野市下水道事業
姫野市長 山口 卓也

諮 問 書

姫野市下水道審議会条例（平成23年姫野市条例第1号）第2条の規定に基づき、下記のことについて審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

姫野市営浄化槽事業の今後のあり方について

（1）姫野市営浄化槽事業のあり方について

（2）適正な下水道使用料について

2. 諮問理由

平成27年度に事業を開始し、令和4年度から令和8年度までの5年間を姫野市生活排水処理基本計画に基づき、市営浄化槽整備事業を実施しています。これまでの事業内容や現状を踏まえ、令和9年度からの事業のあり方について検討する必要があります。

また、令和7年5月に使用料改定を実施しましたが、市営浄化槽事業では、経費回収率が50%と低迷しており、本来使用料で賄うべき費用について賄えておらず、不足分は一般会計からの補助金に依存しています。市営浄化槽事業の経営の安定化を図るため、適正な下水道使用料のあり方についても検討する必要があります。

つきましては、「姫野市営浄化槽事業の今後のあり方」について、貴審議会のご意見を賜りたく、諮問いたします。

- ①整備計画の見直し
- ②料金体系の見直し
- ③帰属浄化槽の受入れの廃止
- ④個人浄化槽への無償譲渡

第2回審議会では、①③④について審議

①整備計画の見直し

平成27年度から市営浄化槽の整備 整備基数746基 11年が経過
循環型社会形成推進交付金（補助率1/3）

令和7年度の実績

浄化槽設置基数 58基

浄化槽設置工事費 103,725千円

（国26,337千円、起債62,600千円、分担金9,653千円、補填財源5,135千円）

懸案事項

- ・ 浄化槽整備に関して、令和7年度においては、67,735千円を
借入と一般会計からの赤字補てんで賄っている状況。
- ・ 浄化槽整備は、集合処理の公共性があるものと異なり、
個人性が高い。
- ・ 浄化槽維持管理費を回収するには、使用料改定が必須。
浄化槽の整備費までの改定は、当分の間回収は厳しい。

事務局提案

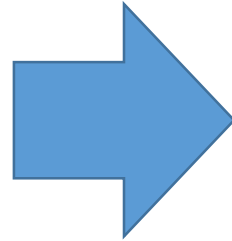
市町村設置から個人設置浄化槽への補助金へ切替（令和9年度～）

（例）5人槽の場合

公共浄化槽等整備推進事業 （市主体）

国）	294,000円
起債）	400,000円
分担金）	120,000円
補填）	86,000円

維持管理は、市が行う。



浄化槽設置整備事業 （個人主体）

個人負担）	568,000円
国）	110,000円
市）	222,000円

維持管理は、個人が行う

③帰属浄化槽の受入れの廃止

市営浄化槽帰属基数 252基

人槽	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽	14人槽	20人槽
基数	29	16	137	15	45	9	1

懸念事項

- ・ 帰属浄化槽の年数が経過しており、老朽化による修繕費が年々増加傾向（修繕の9割が帰属浄化槽）。
- ・ 個人設置浄化槽→人槽毎の維持管理費
帰属→水道使用水量に準ずる下水道使用料
個人負担や手間が軽減されるため、帰属するケースが多い。

事務局提案

帰属浄化槽の受入れを廃止（令和 9 年度～）

帰属浄化槽の受入れによる修繕・更新費の負担が発生
（事業経営の圧迫）

- ①財政負担の増加抑制のため
- ②浄化槽料金改定により、個人設置浄化槽との公平性が保たれ、
帰属浄化槽の受入れ件数が減る。

④個人浄化槽への無償譲渡

市営浄化槽維持管理基数 976基

個人設置浄化槽維持管理基数 889基

浄化槽管理の公平性

「市営」と「個人管理」が混在しており、同じ生活排水処理でも負担に差がある。

公平性の観点から浄化槽管理主体の統一化を図る必要性

浄化槽個人管理の必要性

空き家の増加など今後懸念される課題に柔軟に対応するためには、浄化槽を「家屋の付帯物」として個人で管理してもらう必要性

使用料の減収による維持管理費用の増加

市による浄化槽管理を継続する場合、老朽化する修繕・更新・維持管理費用が発生し、浄化槽使用料の引き上げが課題となる

事務局提案

個人浄化槽への譲渡開始（令和9年度～）

市設置後10年以上経過した浄化槽から個人へ無償譲渡

本日の審議内容

①整備計画の見直し

市町村設置から個人設置浄化槽への補助金へ切替（令和9年度～）

③帰属浄化槽の受入れの廃止

帰属浄化槽の受入れを廃止（令和9年度～）

④個人浄化槽への無償譲渡

個人浄化槽への譲渡開始（令和9年度～）